

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	令和第1回 瑞穂市都市計画審議会
開催日時	令和2年3月16日(月曜日) 午後2時00分から午後3時15分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室
議題	議案 (1) 岐阜都市計画区域マスタープランの変更について《意見聴取》
出席委員 欠席委員	出席委員 倉内文孝(会長)、常川良史、若井千尋、 松野貴志、宮島正弘、 宇野貴博(葛飾委員の代理)、関谷行正 鶴田佳子、松野守男、岩田政男、福田勝好 欠席委員 古川貴敏、高田里美
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	1人
審議の概要	(1) 岐阜都市計画区域マスタープランの変更について《意見聴取》 ◆内容 岐阜県において、変更を行っている岐阜都市計画区域マスタープランについて、意見聴取を行った。
事務局 (担当課)	瑞穂市 都市整備部 都市開発課 TEL 058-327-2101 FAX 058-327-2120 e-mail tosikai@city.mizuho.lg.jp

令和第1回瑞穂市都市計画審議会 会議録

日 時 令和2年3月16日（月） 午後2時00分から3時15分まで
場 所 瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室
出席者 倉内文孝（会長）、常川良史（職務代理者）、若井千尋、松野貴志、
宮島雅広、宇野貴博（葛飾委員の代理）、関谷行正、鶴田佳子、
松野守男、岩田政男、福田勝好 以上11名
欠席者 古川貴敏、高田里美 以上2名
事務局 鹿野都市整備部長、堀部都市開発課長、深川都市開発課総括課長補佐、
久保田主任、藤原主事
以上5名
傍聴人数 1名

1. 開催挨拶
2. 会長選任
3. 議題

(1) 岐阜都市計画区域マスタープランの変更について

事務局： 定刻より少し早いですが、皆様お集まりになりましたので、始めさせていただきます。
開会にあたり、市長よりご挨拶申し上げます。

市長： 皆様、改めましてこんにちは。マスクを取らせていただきますが、皆様には年度末、また新型コロナウイルス感染症の対応にお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろから皆様方には瑞穂市の行政に格別ならぬご理解とご協力をいただいておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。
今年も早いもので、今日で3月16日となっております。世界的にも、新型コロナウイルス感染症で日本にも大きな被害と感染者が出ている状況です。国では緊急対策の第1弾、そしてその次に第2弾を、県におかれましてもアクションプランの第1弾を作られて、これから第2弾を作っていただける状況でございます。県内においては2月26日に感染者が確認され、その翌日に家族の方の感染が確認されて、今日まで18日間感染者がないという状態で、このような状況が続いていくのであれば、ある程度収束に向かうことも考えられます。しかし、瑞穂市は名古屋とJRでつながっていることもあり、多くの方が名古屋で感染しているということで危機感を持って対応しているところでございます。
また、市内の飲食店などでもお客さんが少なくなっており、大きな被害を受けております。そのようなこともこれから対応しなければならないと考えています。
今日は令和第1回の瑞穂市都市計画審議会ということで、岐阜都市

計画区域のマスタープランの変更について皆様方にご審議をさせていただきます。2040年の問題として、高齢者が一番増える年であり、それとともに人口減少が進んでいくことが問題視されています。2040年の瑞穂市の人口、そして瑞穂市をどんなまちにしていくのか、これから20年かけて取り組んでいかなければならないことがこのマスタープランの中にあると考えています。公共下水道事業の整備、そして穂積駅周辺の整備、さらには土地の有効活用などで区画整理などもこのマスタープランの中に取り入れていただいております。今日はそのような変更も併せて皆様方にご意見をいただきたいと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お集まりをいただきましたお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

事務局： ありがとうございます。ここで、市長は所用のため退席させていただきます。

それでは最初に、本日の審議会は、委員13名のうち10名の方のご出席をいただいておりますので、瑞穂市都市計画審議会条例第5条第2項に定める2分の1の定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、本日ご参集をいただいております審議会委員におかれましては、令和3年5月31日までの2年間の任期で都市計画審議会委員としてご就任をいただいておりますので、本日が第1回目の審議会になりますので、まずは事務局より各委員の紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿に基づきまして順次ご紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、瑞穂市議会議員の委員からご紹介いたします。

・・・（委員の紹介）・・・

次に、関係行政機関の委員をご紹介します。

・・・（委員の紹介）・・・

次に、本市の住民としてご参加いただいております委員をご紹介します。

・・・（委員の紹介）・・・

次に、識見を有する者の委員をご紹介します。

・・・（委員の紹介）・・・

最後に、本日欠席された委員の報告をさせていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

・・・（事務局の紹介）・・・

本日の会議に入ります前に2点ほど説明をいたします。

1点目は、本会議につきましては、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条に基づきまして、原則公開とさせていただきます。また、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第12条に基づきまして、傍聴者を10名まで認めるものとして、ホームページ等で開催案内をしております。

2点目は、本審議会の会議録につきましては、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第15条に基づき作成をするものとし、全文筆記とさせていただきます、後日になりますが、市のホームページ等により公開させていただくこととなります。議事録の発言者氏名です

が、平成 26 年度の審議会での取り決めにより、委員 1、委員 2 との記載により作成することとしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、瑞穂市都市計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により審議会会長の選任をお願いいたします。

会長につきましては、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第 4 条にて、学識経験のある者から委員の選挙によってこれを定めるとなっておりますので、学識経験のある方からの選任をお願いいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： それでは、事務局より提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： 事務局の案といたしましては、倉内委員を推薦したいと思います。倉内委員は岐阜大学にてまちづくりの根幹的な施設である道路の交通ネットワークデザインや公共交通ネットワークの構築、道路ネットワークを有効に機能させるための交通マネジメント等、社会基盤に関する研究を精力的に進められておりました、まちづくりに関しましても精通されております。また、これまでもこの審議会の会長としてご尽力していただいておりますので、ぜひともお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： ありがとうございます。委員の皆様のご賛同を得られましたので、会長を倉内委員にお願いすることといたします。よろしく願いいたします。

それでは、席の移動をいただき、ご挨拶をお願いいたします。

会長： 改めまして、岐阜大学の倉内でございます。今、会長を仰せつかりましたが、今日は都市計画審議会ということで、ずっと今までも議論していました区域マスのところの議論をしていくということで、皆様からそれぞれのお立場でいろいろなご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、職務代理者の選任をさせていただきたいと思います。瑞穂市都市計画審議会条例第 4 条第 3 項に基づきまして、会長があらかじめ指名することとなっておりますので、会長よりご指名をお願いいたします。

会長： それでは、職務代理者を常川委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者： 朝日大学の常川と申します。ただいま仰せつかりましたので、尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。
ここで、お配りしております資料の確認をさせていただきます。今日の資料、まず次第が 1 枚目にごさいます。次に名簿がごさいます。その次に、今日の審議で意見を聴取させていただきます審議会のパワーポイントの資料がごさいます。そして岐阜都市計画区域マスタープラン、右肩に現行計画と書かれたものと、岐阜県ホームページよりと書かれた改定版が 2 冊ごさいます。そして、それを要約した、岐阜県のホームページより都市計画の整備の概要版が A3 の両面刷りでごさいます。そして最後に右肩資料 1 として JR 穂積駅周辺事業と書かれた資料がごさいます。
以上でごさいます。過不足がごさいましたらお申し出をお願いいたします。

本日は、岐阜都市計画区域マスタープランの変更についてということで、岐阜県による都市計画決定の案件になりますが、瑞穂市にも関係がある都市計画決定となりますので、皆様からのご意見をいただきたいと思っております。また、その他の瑞穂市の都市計画事業の動向・計画についてということで、先ほどの資料の穂積駅周辺整備事業、公共下水道事業、犀川遊水地事業の 3 つにつきまして、現在の状況等の報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行は倉内会長をお願いいたします。

会長： では、よろしく願いいたします。
それでは議題に入る前に事務局に確認いたしますが、本日の傍聴希望者はごさいますか。

事務局： はい、ごさいます。本日は 1 名の方の傍聴希望がありました。

会長： それでは、傍聴希望者の入室につきまして確認をさせていただきます。ご異議はごさいませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長： ありがとうございます。それでは、傍聴希望者の入室のご案内をよろしく願いいたします。

(傍聴者入室)

会長： それでは、議事に入る前に、傍聴に関する連絡事項について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、傍聴にお見えになられました方に傍聴に関する連絡をいたします。

傍聴人におかれましては、受付で配布をいたしました資料にて、今一度注意事項のご確認をお願いいたします。資料に記載があります

とおり、会議中のご発言等はできませんので、よろしくお願ひいたします。また、公開ということで傍聴が認められておりますが、録音や録画、写真撮影等は認められておりませんので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

なお、事務局につきましては、記録作成と保存のため、録音や写真の撮影等を行うことを申し添えます。

連絡事項等は以上です。

会 長： ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきたいと思ひます。本日ご審議をお願いいたします議案は岐阜都市計画区域マスタープランの変更についてということになります。さまざまな視点からご意見をいただければと思ひます。

会議の進め方についてですが、まずは議案について事務局から説明をいただきまして、その後に皆様からご質問、あるいはご意見をいただきたいと思ひます。質疑につきましては挙手の上、私のほうから指名させていただきますので、その後発言いただきますようよろしくお願ひします。

本日の会議は午後 4 時ごろまでを予定しております。審議の時間が十分ではないかもしれませんが、限られた時間の中でご審議をお願いしたいと思ひますので、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

それでは、議案につきまして委員の皆様には事前に配布しておりますので、そちらで内容を確認いただいていると思ひますが、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

事務局： 都市開発課の久保田と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、パワーポイント、前のスクリーンのほうにございますが、こちらの資料をもとにご説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日は岐阜都市計画区域マスタープランの変更についてということ、資料の 2 ページにあります 4 つの項目、マスタープランとは、次に改定のスケジュール、変更の概要、瑞穂市のマスタープランとの関連についてという項目に沿って説明させていただきます。

まず、岐阜都市計画区域マスタープランとはということ、瑞穂市ですが、位置図に着色してございますが、岐阜市、岐南町、笠松町、北方町、瑞穂市の 2 市 3 町で岐阜都市計画区域を形成しております。この都市計画区域ですが、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域という形で定められておまして、この 2 市 3 町に基づきます都市計画の基本的な方針を示すものが都市計画区域マスタープランになります。

今回、改定の見直しですが、現行のマスタープランが平成 22 年に改定しておまして、10 年が経つといった中で、来年度を目標に定期見直しを実施しているということになります。

続きまして、この区域マスタープランと市町村のマスタープランという 2 つのマスタープランがありまして、その関係ですが、まず今回改定しますのは資料 4 ページの一番上の赤枠になりますが、区域マスタープラン、2 市 3 町の都市計画の基本的な方針を改定いたします。市町村マスタープランは平成 29 年度に改定をしておまし

て、この 2 つのマスタープランですけれども、即す、反映するという表現を使っておりますが、それぞれが連携をしながら取り組んでいきます。

資料 4 ページの一番上の区域マスタープランは、県の都市計画決定で、対象とする都市計画は国道や県道、区域区分などになります。市町村マスタープランは市の都市計画決定で、用途地域や地区計画、市道などを対象としていて、対象とする都市計画が違うということになります。また、対象とする地域についても 2 市 3 町の広域を対象としているか、瑞穂市のみを対象としているか、という違いもあります。

続きまして、資料 5 ページの改定のスケジュールですが、3 カ年で昨年から改定を進めておりまして、現在、真ん中の 2 年目に当たります。現在はパブリックコメントが終わったところです。それまでに、昨年度、2 市 3 町で素案を作成し県への提出し、国土交通省や農林水産省などの下協議などを経ております。また来年度、国土交通省や県の都市計画審議会に諮りながら、11 月の決定を目指すというようなスケジュールでおります。ちなみに、パブリックコメントにおいて、意見等はなかったと聞いております。

続きまして、資料 6 ページの区域マスタープランの変更の概要ですが、こちらは目次になっておりますが、大きな枠組みの変更というわけではなく、時点修正という意味合いの変更という形で受け取っていただければと思います。

それでは、まちづくりの現況から説明させていただきます。

まず、資料 7 ページのまちづくりの現況ですが、人口は瑞穂市、岐南町では増加を続けておりますが、2 市 3 町の全体で見れば微減傾向にあります。また DID 地区は、拡大を続けていますが、人口密度は低下しています。また商業関連に関しましては、減少傾向にあり、工業関連については横ばいで推移しております。

資料 8 ページの岐阜都市計画区域の課題ですが、7 つ設定されております。1 つ目の集約型都市構造の推進ですが、もともとこの計画の現行にはございますが、現行ですと 3 の都市基盤整備の充実の中に表記されていたものが新たに課題として設定され、国も集約型都市構造を推奨しているといった中で、強調されながら課題として整理されております。

続きまして、資料 9 ページですが、都市づくりの目標を 6 つ設定されております。こちらがまちづくりの方針となっており、資料 10 ページ以降に新旧を並べて比較しておりますが、基本的に大きな方向転換はなく、(1) コンパクトな市街地が互いに連携した都市づくりということで現状に合う言葉で追加修正し、現状を維持しながら都市づくりを進めていくという整理がされております。

資料 12 ページの岐阜都市計画区域の広域的な位置づけですが、都市機能の一層の集積・強化と圏域全体の生活サービスの向上を図りながら、周辺都市の発展を牽引していくとまとめられております。岐阜県の 4 分の 1 の人口がこの岐阜都市計画区域に居住しているということで、周辺都市を引っ張っていくという広域的な位置づけが整理されております。

続きまして、資料 13 ページの区域区分の決定ですが、区域区分と言

われますのが市街化区域、市街化調整区域という、線引き、非線引きの方針になりますが、都市計画区域マスタープランの中でも地形や人口の増減、今後の見通し、産業の状況、土地利用の見通し、また自然的環境の整備又は保全への配慮というさまざまな観点から総合的に判断をされます。資料 13 ページの一番下の部分ですが、本区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ると同時に、良好な田園環境、自然環境を維持していくため、引き続き区域区分を定めるものとするということで、今も区域区分は定められておりますが、引き続き区域区分を設定していくという整理をしております。

資料 14 ページの都市計画決定の方針で、土地利用ですが、大きく住居系、商業系、工業系の 3 つに区分されます。資料 15 ページの総括図を見ていただくと、黄色で住居系、ピンク色で商業系、青色で工業系、薄い黄色で農地・集落地、緑色が森林で表記されております。瑞穂市は図の南西に位置し、土地利用に大きな変更点はございません。これは 2 市 3 町でも同じく大きな変更は特にありませんが、変更点として 3 つの地区を旗揚げしております。

1 つ目は北方町で、曲路（すじかい）地区になります。今回の岐阜都市計画区域マスタープランの変更と同時に商業系で市街化編入すると聞いております。

残りの 2 つは岐阜市で、黒野地区と三輪地区ですが、東海環状のインター周辺の地区で、工業系の土地利用ということですが、こちらはまだ構想段階と聞いております。

続きまして、資料 16 ページの都市施設に関する決定ですが、道路はインターチェンジへのアクセス道路や、集約型都市構造の骨格となるような道路、地域相互を結ぶような道路の整備を推奨・推進していきますという整理をしております。バスについては、交通結節点や交通の空白地の移動手段の確保のためにコミュニティバスを運行していくことや、下水道につきましては、効率的な整備と処理区域の拡大を図りながら生活環境の保全や水質の保全、改善に取り組んでいくという方針となっております。

最後に市町村マスタープランの内容が今回の岐阜都市計画区域マスタープランにどのように反映されているかということで、瑞穂市の主要な都市事業 3 つについて説明させていただきます。

まず、資料 17 ページの穂積駅周辺整備事業ですが、現在、市が中心となり土地区画整理事業を視野に入れ、駅周辺をどのように整備するか検討が行われております。道路・駅前広場の面的な整備をしていきたいということで、今回の区域マスタープランでは地域の拠点地区という形で位置づけをしていただいております。JR 穂積駅は瑞穂市の鉄道駅を中心とする地域で、道路や駅前広場、市街地開発事業という整備に合わせてまちの魅力を向上させていくという記載となっております。

市街地開発事業の決定の方針については、資料 17 ページの右下ですが、JR 穂積駅周辺については、市街地開発事業等による拠点形成に向けた計画的な都市基盤整備の推進を検討すると捉えていただいております。

続きまして、資料 18 ページの下水道事業にまいります。終末処理場

であるアクアパークみずほを平成27年4月に都市計画決定し、今後整備を進めていきたいということで、今回アクアパークみずほという文字を記載していただき、瑞穂市については必要な区域について順次整備を図るという整理をしていただいております。

最後に資料19ページの土地区画整理事業ですが、現在、本田地域と南地域の2地区につきまして土地区画整理事業の構想、検討がございます。場所ですが、本田はこちらの地域、南は樽見鉄道の横屋駅からJR東海道線までの間の地域になり、地元で準備委員会が立ち上がり、土地区画整理事業を実施ができないかということで2地区とも現在進行形という状況であります。岐阜都市計画区域マスタープランでは、本田八束田、横屋の2地区を掲載していただき、施行予定ということで整理しております。

以上をもちまして区域マスタープランの説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

会 長： ありがとうございます。ただいま事務局から議案につきまして説明をいただきましたが、どの点からでも結構です。資料が多くございますのでゆっくり見ていただいて、ご質問等をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

まず全体として見てみると、1つ大きな流れの中では、時点修正で、区域マスタープランの方針を見させていただくと、先ほど説明の中でもありましたが、1つは今までどちらかというまちをコンパクトにしましょうという一辺倒だったものが、ただ単に小さくするのは難しいということで、国土交通省の計画でもあるように、それぞれに核を持たせてそれをつないでいく形を目指すということで少し修正されています。

さらに、視点としては観光というキーワードです。産業に加えて観光的なものに少し重きを置いていきたいということです。それに加えて、歴史や文化等のキーワードがあります。

もう1つは自然災害です。災害に関連して、安心・安全の視点です。その中にはバリアフリーという言葉も使っていますが、バリアフリーはただ単にお年寄りや体の不自由な方だけではなく、外国人や観光客で不案内な方にも大きく広げてフォローをしていくということです。以上が区域マスタープランの方針として少しベクトルが変わってきたところかと思っております。

そのほか、もう1つ重要な視点が、最後のほうでご説明いただいた市のマスタープランとの関係性ですが、岐阜都市計画区域マスタープランの中で瑞穂市としてはJR穂積駅のみを拠点として位置づけているのでしょうか。

事務局： はい。岐阜都市計画区域マスタープランでは、JR穂積駅のみが地域の拠点に該当しております。資料15ページの総括図ですが、今回から新たに、交通結節点促進拠点ということで、追加されました。赤の二重丸の場所になりますが、JR西岐阜駅や県庁の周辺などがありますが、そこにJR穂積駅も位置づけをしていただきながら、JR穂積駅を中心としたまちづくりを進めていきたいということになります。

会 長： わかりました。岐阜都市計画区域の中で丸がついているというのは

かなり大きなところだけということで、市のマスタープランの中では、交通や地域の拠点等の少し細かいものがあるということでしょうか。

事務局： はい。そのとおりです。

会長： ありがとうございます。その他ご質問はいかがでしょうか。

委員 1： 土地区画整理事業に関連して教えていただきたいのですが、資料 19 ページですが、土地区画整理事業としては駅前、本田地域、南地域の 3 地区なのでしょうか。

事務局： 土地区画整理事業の記載としては 2 地区になります。

委員 1： 市のマスタープランにおいて横屋は市街化区域への編入を検討するとなっているので、現在市街化調整区域のところに土地区画整理事業をして市街化区域に編入すると思えばいいのですか。

事務局： 市のマスタープランの作成において、市街化編入という構想がありました。現在の準備委員会が立ち上がっているのは市街化区域内であり、基盤整備を進めていきたいということでございます。

委員 1： 「市街化区域への編入を検討します」となっていますが、どういうことでしょうか。

事務局： JR から南側は市街化調整区域で、北側は市街化区域ですが基盤整備がまだ十分ではないので、まずこちらで土地区画整理事業を進めていきたいということです。

委員 1： 区域マスタープランの 18 ページに市街化区域面積が 2020 年から 2030 年で増加しているのですが、この増加分を横屋に当てていると思ったのですが違うということでしょうか。

事務局： 区域マスタープランの 18 ページの増加分は、先ほどの北方町の曲路地区の面積となっています。

委員 1： 瑞穂市自体では人口フレームは持っていないのでしょうか。

事務局： 人口フレームはございません。

委員 1： 持っていないので、横屋の市街化調整区域を市街化区域にしようと思っても、実際はできません。

事務局： 実際に市街化区域編入するということは困難な状況です。

委員 1： 市街化区域に編入しようと思ったら、区域マスタープランも変更しなければならないので、10 年間は市街化区域にできない想定計画になっているということでしょうか。

事務局： 市街化区域編入につきましては、県との協議にはなっていますが、編入という時には随時変更ということも聞いているところであります。要協議ということでもあります。

委員 1： 全国的に見ると区域マスタープランで人口フレームがない場合は、市街化区域は増やせないと思いますが、市のマスタープランに市街化区域に編入と書いてしまうと市街化区域に編入できるのではない

かという誤解を招くのではと心配です。おそらく 10 年という期間は変えられないと思います。説明の文章だけであればいいですが、実際は市街化区域に編入はできないと思います。

事務局： 住居系では非常にハードルが高いので、他の手法も視野に入れていきたいと思っております。現段階で具体的にはございませんが、構想ということで、市のマスタープランにはそのような表現で書いております。

会長： 区域マスタープランではこの横屋地域はどういう書きぶりになっていますか。

事務局： 区域マスタープランには横屋地域を市街化編入するという内容の記載はありません。

会長： 資料 15 ページの総括図で黒い網掛けの部分ですか。

事務局： 黒い網掛けが市街化区域内の土地区画整理事業になりまして、その南が市街化調整区域となります。

会長： 市として色がついていない南側の市街化調整区域を黄色にしたいということですね。

事務局： はい。そのとおりです。

会長： 今のご指摘は、しっかりと計画に従って書き込まれていないと、それを正当化できないということですね。

委員 1： この横屋地区について、資料 15 ページの総括図と市のマスタープランで、黄色の着色ということで整合が取れていないというように見えなくもないです。

会長： そうですね。

委員 1： 県と調整がされて、問題なければいいのですが、普通は整合が取れていないのは認められないと思います。

会長： 恐らくハードルが高いのを理解しつつも、検討を進めていき、煮詰まってくれば、変更等で対応できなくはないと考えられているということですね。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

それでは、私の方から細かいところで申し訳ないのですが、現行の区域マスタープランの 11 ページと新しい区域マスタープランの 10 ページに地域区分図がありますが、瑞穂市で大きく違うところを見てみると、今話があった横屋のすぐ東側は工業地として使うということは変わっていませんが、1 種類だった工業地の色が 2 種類の色に変わっています。説明を見る限りでは、青がより拠点的に整備する部分で、水色が周りとの調和するところですが、ここは何か目論見が変わったのですか。

事務局： 平成 29 年度に策定した市のマスタープランの 33 ページですが、土地利用の構想の中で、工業系の土地を工業地と住工共存地の 2 種類に分類し、今回の区域マスタープランもそれに合わせる形で整理させていただきました。

- 会 長： 自然や周りの環境と調和するという住工共存地にするということで少しやわらかい表現の色に変えてもらったということですね。
- 事務局： はい。そのとおりです。
- 会 長： ありがとうございます。
他はいかがでしょうか。
- 委員 2： 10 年から 20 年前の瑞穂市で、南部開発の話あがって、東海道本線から 21 号線の間や横屋駅、牛牧街道の計画がありましたが、道路整備なのか区画整理なのかが気になります。区画整理であれば、必要になる土地の減歩と新しく入ってくる住宅のバランスはどうかということと横屋に準備委員会が立ち上がって、アンケート調査しているだけで、現実的にどうかということです。
- 事務局： 東海道本線を挟んで北と南でどういう捉え方をしているかということでしょうか。
- 会 長： 地元の方と協議等はされていますよね。都市計画の目指している方向は地元の説明等して調整しながら進んでいるのかということだと理解しましたがどうでしょうか。
- 事務局： 横屋の土地区画整理事業、東海道本線より北ついてですが、まだ未利用地が多く残っており、道路整備等の基盤整備を進めていますが、地元から面的に基盤整備したいということで準備委員会が立ち上がりましたので、地元と協力して面的整備が実現できたらというふうを考えております。
- 会 長： 地元の目指しているところと都市計画の方向はずれておらず、これからも進んでいくということでもいいでしょうか。
他にいかがでしょうか。よろしいですか。
- 委員 3： 基本的な質問ですが、都市計画をやっていく上では人口フレームは重要な要素になってくると思いますが、先ほどの説明の中で、区域マスタープランでは瑞穂市は微増しているとありましたが、将来予測の増減をどういう人口予測に基づいて都市計画をしていくか教えていただけたらと思います。
- 事務局： 区域マスタープランの 18 ページですが、2020 年、2030 年で整理をされており、瑞穂市についてはまだ人口は伸びておりますが、2 市 3 町の岐阜都市計画区域で捉えると、一番上の表ですが、2020 年は 5 09.4 千人、2030 年は 480.4 千人ということで減になっており、人口フレームの捻出は難しいです。
- 会 長： 先ほどのご質問は市のマスタープランではどのように人口予測して議論を進めているのかということかと思えます。市のマスタープランに将来人口は書かれていると思いますが、基本は総合計画に準じているのでしょうか。
- 事務局： はい。瑞穂市のマスタープランは総合計画と合わせて 5 万 5000 人を維持していくと捉えております。
- 会 長： その他いかがでしょうか。よろしいですか。
今回は基本的に確認という位置づけで、いただいたご意見では、委

員1がおっしゃったところは確認いただいたほうがいいかもしれませんが、その他の記載については特に大きなご意見はいただけないと理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、岐阜都市計画区域マスタープランの変更についてということでご意見も落ち着いたということで、ここで審議を終了させていただきたいと思います。

今回は県の決定案件ということで、委員からのご意見を参考に県との協議等で検討いただいて改定を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

本日の議題はすべて終了しましたので、これからの進行は事務局にお返しいたします。

事務局： ご審議、誠にありがとうございました。

これより事務局より、4. その他、瑞穂市の都市計画事業の動向・計画についてということで3つほど報告をさせていただきます。

事務局： 都市整備部長の鹿野でございます。慎重な審議、ありがとうございました。

この場をお借りして、冒頭に市長から話がありました事業も含め、本日は1つ目にJR穂積駅周辺整備事業、2つ目に瑞穂市公共下水道事業、3つ目には都市計画事業ではございませんが、治水事業として犀川遊水地事業につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まずJR穂積駅周辺事業について説明をさせていただきます。これは都市整備部の穂積駅圏域拠点整備課が実施をしております。平成28年度より圏域15万人の拠点ということで穂積駅を位置づけまして、拠点化構想協議会を立ち上げております。それ以降、まちづくりの計画案を作りまして、平成30年11月にはJR穂積駅周辺整備研究会を立ち上げて、昨年7月にこの研究会より報告書、提言をいただいたところでございます。本審議会の委員4もこの研究会にご参加していただいているところです。

3ページ、4ページがA3で折りたたんでありますが、こちらが研究会からの穂積駅周辺が抱える問題、そしてどう整備したらいいかという提言20項目をいただいた内容のものでございます。

4ページに地図がございますが、穂積駅の北側、南側で、駅前広場はもちろんのこと、本巣縦貫道から駅前広場にアクセスする道路等をどういったものを作るべきかというご提言をいただいております。また、周辺の土地利用についてもご提言をいただいているところでございます。

このような提言をもとに、令和2年1月に穂積駅周辺検討委員会を立ち上げまして、この2月には提言書にある整備計画図をもとに地元で説明会とアンケート調査をしたところでございます。

先ほどの区域マスタープランにもございますが、穂積駅は瑞穂市だけのものではなく、圏域の15万人の拠点で岐阜都市計画区域の交通結節点という位置づけがあります。そういった意味で令和2年度から実際に現地の測量、それから事業計画を作成しまして、令和3年度には、都市計画審議会に関わりますが、都市施設の都市計画決定

に向けた作業をしまいたいと考えております。

これは先ほど来から申し上げておりますように、もし手元に瑞穂市の都市計画マスタープランをお持ちでしたら、39 から 40 ページの道路交通づくりの方針・地域別構想、75 ページから 80 ページの穂積の地域のまちづくり構想で、都市拠点として位置づけがされている事業でございます。

5 ページになりますが、瑞穂市の公共下水道事業でございます。これは環境水道部の下水道課で実施している事業でございます。

瑞穂市は、平成 30 年度末で公共下水道の普及率は残念ながら 7.5% と県下最下位で、合併浄化槽や農業集落排水、コミュニティプラントに加えて、汚水処理施設の人口普及率で見ますと 58.5% ですが、県下最低でございます。こういった意味で、先ほどの区域マスタープランにも位置づけがしてありますように、瑞穂市の公共下水道事業について平成 27 年 4 月に都市計画審議会において都市計画決定をさせていただきまして、終末処理場の位置等も位置づけをさせていただいております。

7 ページの A3 で折りました地図が瑞穂市の公共下水道の全体計画でございます。このうち赤色が平成 27 年 4 月に変更しました瑞穂市公共下水道瑞穂処理区です。こちらの公共下水道についてこれから整備を進めていきます。そのほかに、黄色の部分は特定環境保全公共下水道で既に整備がされております。また、緑色の部分につきましては、農業集落排水事業で下水道事業の整備が終わっているところでございます。

現在第 1 期の事業認可ということで都市計画法や下水道法の認可を取っているところで、令和 2 年度から事業に着手したいというところですが、8 ページですが、瑞穂市公共下水道事業計画瑞穂処理区ということで、これが第 1 期の事業として進めたいというところで、上の図が汚水処理の図面でございます。下の図が雨水処理の計画でございます。こちらの計画を令和 2 年度から 7 年度を目標に整備していきたいという内容でございます。

9 ページには最終の完成予想図のイメージ図をつけております。こちらがアクアパークみずほという終末処理場のイメージ図となっております。こちらにつきましても、瑞穂市都市計画マスタープランの 44 ページには水、緑づくりの方針ということで公共下水道の計画区域を示しておりますし、同じく地域別構想、牛牧地域のまちづくり構想では下水処理施設アクアパークみずほを都市計画マスタープランに位置づけております。9 ページのイメージ図が最終形でございますが、右側に丸くあるものが下水道の処理槽になりまして、その処理槽を順番に整備をしていくということでございます。

後ほど治水事業で説明させていただきますが、9 ページの図の上に一級河川の起証田川、一級河川の五六川、それから牛牧排水機場や牛牧樋門といった河川改修が同時に施工される予定で、この図は最終形で、処理場や国交省が行う治水事業が完成していくというイメージ図となっております。

10 ページは 3 つ目の治水事業になります。これは都市整備部の都市開発課で担当しております。こちらは国土交通省が施工している犀川遊水地事業になります。犀川流域の内水被害の軽減ということ

で、昭和 56 年からこの事業が始まり、現在では 230 万トンの遊水地能力を持つ犀川遊水地ができ上がっております。これに伴いまして、組合施行で犀川堤外地土地区画整理事業が進んでいるというものでございます。

右側は一夜城の周辺がこの治水事業によって整備が終わっているという写真でございます。上の図は 9 ページにあった五六川や起証田川の整備のイメージ図となっております。

10 ページの下は現在工事をしていますが、牛牧排水機場が新しくなったり、五六川や起証田川が付け替えられるという工事が現在進んでいるところであります。

11 ページは、話は少し戻りますが、犀川遊水地事業はもともと犀川堤外地土地区画整理事業が同時進行しております。昭和 58 年 11 月にこの約 107ha で土地区画整理事業を行って、その約 70%が国土交通省による遊水地事業、残りの 30%の 32ha ほどが地権者に換地がなされ、今では商業施設、住宅街が立ち並んでおります。12 ページですが、標高 11m で盛土したところに新たな住宅街、商業施設が建ち並んでいるところでございます。

瑞穂市が作っておりますハザードマップの 10 ページにあるのですが、洪水浸水想定区域で、数十年から 100 年に 1 度の大雨が降ったときにもこの 11m の盛土された宅地のところは全く水がつかないという評価になっております。

犀川地区の換地された土地につきましては、地区計画が打ってございます。具体的に言いますと、プラントが建っているところは商業地、18m 沿道には住商併用地、それ以外は住宅という土地利用がされており、現在は市街化調整区域ですが、地区計画によって土地利用の整備が進んでおるところでございます。

13 ページを見ていただきますと、これは今申し上げたような内容が中部直轄河川の治水期成同盟会の連合会で治水事業のストック効果ということで紹介がされているところでございます。

14 ページはこの国土交通省の河川改修の上流になりまして、今度県で五六川の河川改修が順次進んでいきます。河川改修に併せて上流にある牛牧閘門ですが、歴史的な土木的な遺産ということで、瑞穂市が県の河川改修に合わせて牛牧閘門周辺の親水公園化を図っていきたいということで、県が作られています五六川牛牧閘門あり方検討会で結論が出ているところでございます。これらにつきましても瑞穂市都市計画マスタープランの 81 ページから 86 ページにあります。地域別構想の牛牧地域のまちづくり構想の中で犀川周辺地区、牛牧排水機場、牛牧閘門周辺の整備を進めるという内容が記載されているところでございます。

以上、3 点につきまして、瑞穂市の現在の都市計画事業の動向につきまして紹介をさせていただきました。ありがとうございました。

事務局： ありがとうございます。ただいま部長より区域マスタープランにも関連しております JR 穂積駅周辺整備事業及び下水道事業の瑞穂市の現状のご報告と、治水事業に関する犀川遊水地事業の報告をさせていただきます。

本日の審議会は以上で終了でございますが、最後に 1 点事務連絡をさせていただきます。本日の議事録ですが、全文筆記と

ということで、事務局にて作成いたしまして、その後、委員の皆様へは確認のため議事録を送付させていただきますので、ご確認していただきたいと思います。その後、ホームページにて公表させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和第 1 回瑞穂市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。